

③ 工業用水

工業用水については、宮城県企業局が行う「仙塩」「仙台圏」「仙台北部」各工業用水道事業があり、このうち給水区域に仙台市が含まれるものは、「仙塩工業用水道事業」及び「仙台圏工業用水道事業」である（表6.2.4-9及び図6.2.4-14参照）。

「仙塩工業用水道事業」は、1961年11月から仙塩地区に給水を開始し、1994年4月には仙台市泉地区及び富谷町成田地区へも給水を開始した。地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。

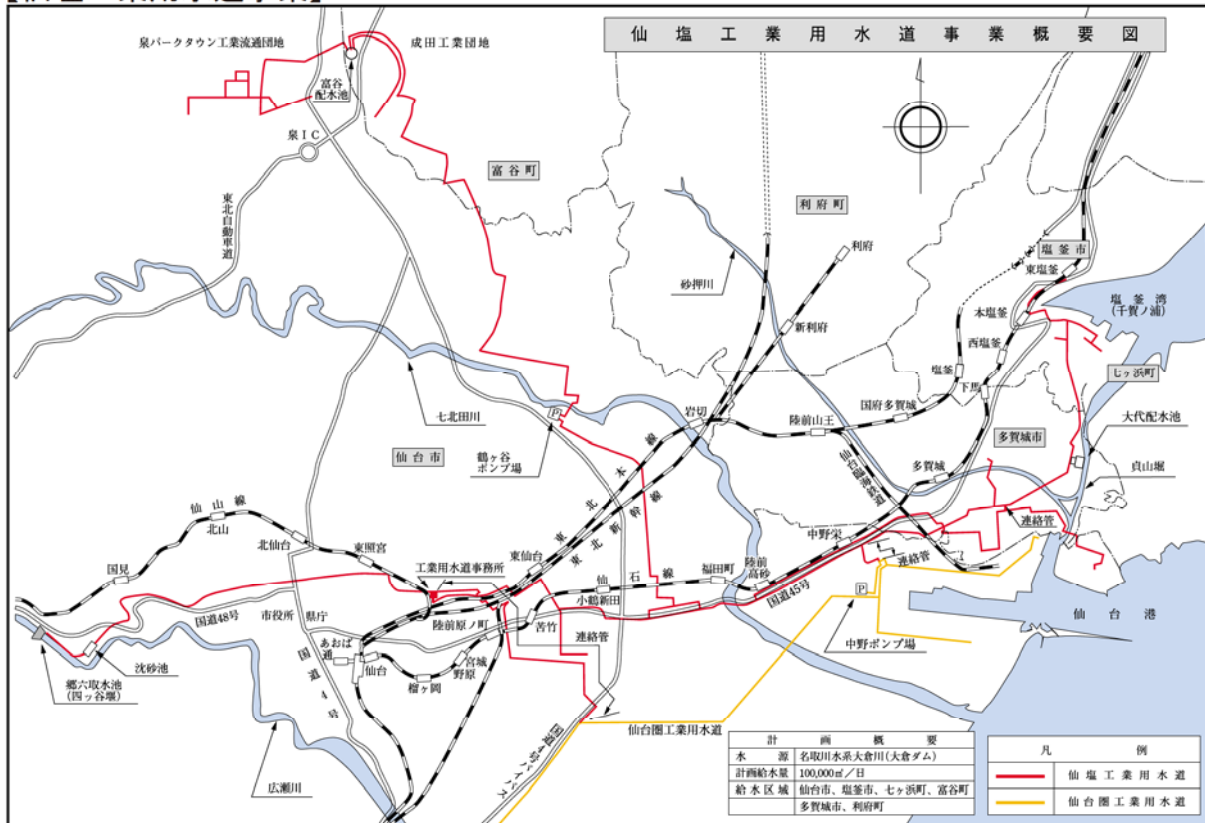
「仙台圏工業用水道事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の「仙塩工業用水道事業」のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、1976年10月から給水を開始した。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。

表 6.2.4-9 工業用水道事業の概要

項目	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業
水源	一級河川名取川水系大倉川（大倉ダム）	一級河川名取川水系基石川（釜房ダム）
取水	広瀬川四ツ谷堰（仙台市青葉区折立郷六） 大倉ダム放流水 一日最大100,000m ³	名取川頭首工（名取市高館熊野堂） 釜房ダム放流水 一日最大100,000m ³
給水能力	一日最大100,000m ³	一日最大100,000m ³
水質等	（水温）摂氏1度～25度 （濁度）10度以下 （水素イオン濃度）pH6.0～8.0 （総硬度）120mg/リットル以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

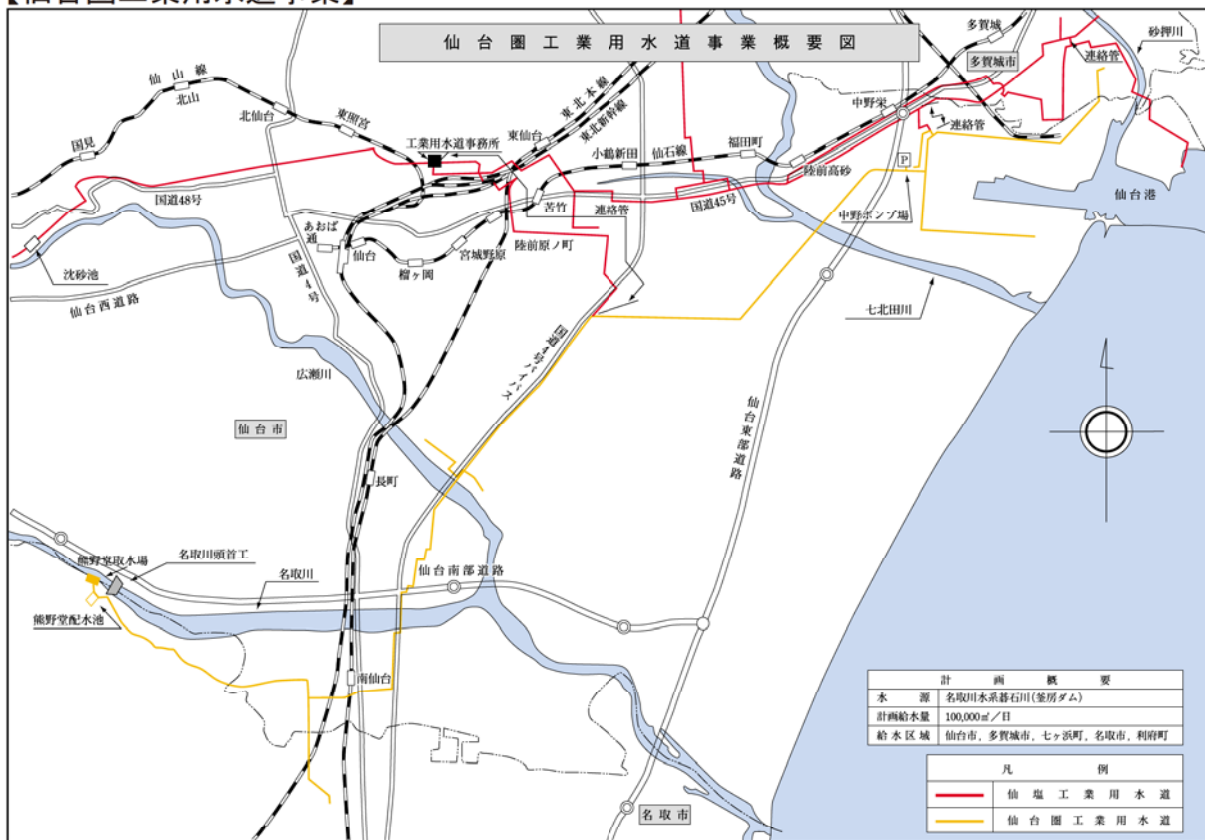
「仙塩工業用水道事業について」（2018年11月閲覧、宮城県HP）
「仙台圏工業用水道事業について」（2018年11月閲覧、宮城県HP）より作成

【仙塩工業用水道事業】



〔「仙塩工業用水道事業について」(2018年11月閲覧、宮城県HP)より作成〕

【仙台圏工業用水道事業】



〔「仙台圏工業用水道事業について」(2018年11月閲覧、宮城県HP)より作成〕

図 6.2.4-14 工業用水道事業の概要図

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市及び調査範囲内市町のごみ排出量の推移は、表6.2.4-10のとおりである。

仙台市の2017年度におけるごみ排出量は377,595tであり、2013年度以降は減少している。また、塩竈市の2016年度におけるごみ排出量は21,748t、多賀城市の2016年度におけるごみ排出量は21,331t、七ヶ浜町の2017年度におけるごみ排出量は6,328t、利府町の2016年度のごみ排出量は14,000tである。

処理内訳では、仙台市及び調査範囲内市町において、大半が焼却であり、1～2割が資源化されている。仙台市において生活ごみは委託収集し、事業ごみについては排出者の責務とし、自ら搬出できないものは許可業者による収集体制となっている。

調査範囲における廃棄物処理施設は、表6.2.4-11及び図6.2.4-15のとおりである。仙台市の委託を受けた新港リサイクル株式会社本社工場プラスチックバール化施設、多賀城市、利府町、七ヶ浜町、松島町の1市3町で構成されている宮城東部衛生処理組合のごみ処理場がある。

調査範囲における産業廃棄物処理業者は表6.2.4-12、産業廃棄物処理施設は図6.2.4-16のとおりである。

表 6.2.4-10(1) ごみ排出量の推移（仙台市）

年 度		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
人口 (人)		1,068,511	1,073,242	1,082,185	1,084,674	1,086,377
生活ごみ量 (t)		245,320	242,958	240,555	236,181	236,086
事業ごみ量 (t)		145,063	142,905	140,481	139,852	141,509
ごみ総量 (t)		390,383	385,863	381,036	376,033	377,595
処理内訳 (t)	焼 却	336,897	333,424	329,294	325,903	328,502
	埋め立て	4,842	4,740	4,596	4,170	4,343
	資源化	48,644	47,699	47,146	45,960	44,750
	計	390,383	385,863	381,036	376,033	377,595

〔平成30年度環境局事業概要〕（平成30年8月、仙台市）より作成

表 6.2.4-10(2) ごみ排出量の推移（塩竈市）

年 度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
人口 (人)		56,641	56,322	56,067	55,632	55,238
生活ごみ量 (t)		15,031	14,940	13,840	13,827	13,443
事業ごみ量 (t)		8,818	8,551	8,184	8,318	8,305
ごみ総量 (t)		23,849	23,489	22,023	21,664	21,748
処理内訳 (t)	焼 却	17,934	17,585	16,482	16,437	16,528
	埋め立て	1,307	1,357	1,207	1,036	1,080
	資源化	4,608	4,547	4,334	4,191	4,140
	計	23,849	23,489	22,023	21,664	21,748

〔平成29年度塩竈市統計書〕（平成30年8月、塩竈市）より作成

表 6.2.4-10(3) ごみ排出量の推移（多賀城市）

年 度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
人口 (人)		61,792	62,048	62,480	62,177	62,321
生活ごみ量 (t)		16,573	15,778	15,770	15,505	15,046
事業ごみ量 (t)		5,754	5,898	6,044	5,818	6,286
ごみ総量 (t)		22,327	21,676	21,814	21,323	21,331
処理内訳 (t)	焼 却	19,414	18,994	19,051	18,659	18,797
	埋め立て	95	107	97	75	74
	資源化	2,818	2,575	2,666	2,589	2,460
	計	22,327	21,676	21,814	21,323	21,331

〔平成28年度多賀城市統計書〕（平成30年3月、多賀城市）より作成

表 6.2.4-10(4) ごみ排出量の推移（七ヶ浜町）

年 度		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
人口（人）		19,926	19,669	19,395	19,222	19,137
ごみ総量（t）		6,669	6,405	6,362	6,237	6,328
処理内訳 （t）	焼 却	5,546	5,303	5,265	5,185	5,300
	埋め立て ^{注)}	254	288	277	244	235
	資源化	869	812	820	808	793
	計	6,669	6,403	6,362	6,237	6,328

注：「埋め立て」には、粗大処理、埋立処理を含む。

〔「平成29年度七ヶ浜町統計書」（平成30年4月、七ヶ浜町）より作成〕

表 6.2.4-10(5) ごみ排出量の推移（利府町）

年 度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
人口（人）		35,750	36,103	36,318	36,330	36,205
ごみ総量（t）		14,255	14,863	14,587	14,583	14,000

〔「利府町統計書（平成29年8月、利府町）」より作成〕

表 6.2.4-11 市町村ごみ処理場概要

No.	施設名		管理者	敷地面積 (㎡)	炉形式	処理能力	処理方式	選別形式
1	新港リサイクル株式会社本社工場プラスチックペール化施設※		新港リサイクル株式会社	8,975	-	70t/15h	手選別機械選別併用	-
2	宮城東部衛生処理組合	ごみ焼却施設		7,728	全連続燃焼式焼却炉	180t/日 (90t/24h×2炉)	-	-
		リサイクル選別施設	ビンカン	7,728	-	30t/5h	手選別・機械選別併設	5種類 スチール缶 アルミ缶 無色ビン 茶色ビン その他色ビン
			ペットボトル	7,728	-	1.5t/5h	ペットボトル減容圧縮機	-
			プラスチック	7,728	-	10t/5h	その他プラスチック製容器包装選別減容器	-
	粗大ゴミ処理施設		7,728	-	30t/5h	乾式回転式	自動選別方式 (可燃物・不燃物・磁性物)	

注：1. 「※」の施設は、仙台市委託によるごみ処理場を示す。

2. 「No.」は、図6.2.4-15の図中番号に対応する。

〔「平成30年度仙台市環境局事業概要」（平成30年8月、仙台市）
「各施設の概要」（2018年11月閲覧、宮城東部衛生処理組合HP）より作成〕



凡 例



計画地



市町村ごみ処理施設 (1~2)

〔「平成30年度環境局事業概要」(平成30年8月、仙台市)
 「各施設の概要」(平成30年11月閲覧、宮城東部衛生処理組合HP)より作成〕

注：図中番号は表6.2.4-11の「No.」に対応する。

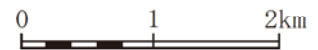


図 6.2.4-15 市町村ごみ処理施設位置図


表 6.2.4-12 産業廃棄物処理業者（2018年7月31日現在）

市	No.	処分業者	処分方法	産業廃棄物の種類														事業内容備考											
				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス		鉱さい	がれき類	家畜ふん尿	家畜死体	ばいじん	その他	石綿含有廃棄物	自動車等破砕物			
仙台市	1	鈴木工業株式会社	造粒固化・混練(移動式)		○											○										○	その他施設1台		
	2	広瀬興業株式会社	脱水(移動式)		○																						脱水施設1台		
塩竈市	3	株式会社青南商事	破 砕													○											破砕施設1台		
			切 断														○											切断施設1台	
塩竈市	4	宮本産業株式会社	破 砕																							○	破砕施設1台		
多賀城市	5	旭興産株式会社	焼 却																									焼却施設2台	
			油水分離		○	○																							油水分離施設1台
			乾 燥(天日)		○																								乾燥(天日)施設1台
			破 砕															○	○	○									破砕施設3台
	6	草刈建設株式会社	破 砕																							○	破砕施設1台		
	7	協業組合クリーン・センター宮城	溶 融																										破砕施設1台
			破 砕		○																								その他施設2台
			脱水銀		○																								
	8	株式会社サニックス	破 砕																								○	破砕施設1台	
	9	宮城りんかいアスコン株式会社	破 砕																								○	破砕施設2台	
混 練																										○	その他施設1台		
10	株式会社藤原清掃	溶 融																									○	溶融施設1台	
11	株式会社ホツマプラットフォーム	脱 水		○	○	○	○																			○	脱水施設1台 焼却施設1台 中和施設1台 その他施設2台 造粒固化施設5台		
12	株式会社メタルセンター	切 断																										○	圧縮施設1台
		圧 縮																										○	○
13	株式会社YAMANAKA	破 砕																									○	○	破砕施設1台 切断施設1台
利府町	14	株式会社ジェイアールテクノサービス仙台	脱 水		○																							脱水施設1台	

注：「No.」は、図6.2.4-16の図中番号に対応する。

「産業廃棄物処理業者名簿（仙台市内処分業者名簿）」（平成30年9月、宮城県）
「産業廃棄物処理業者名簿（塩釜管内処分業者名簿）」（平成30年9月、宮城県）より作成



- 凡例
-  計画地
 - 産業廃棄物処理施設 (1~14)
- 「産業廃棄物処理業者名簿 (仙台市内処分業者名簿)」(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
「産業廃棄物処理業者名簿 (塩釜管内処分業者名簿)」(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
より作成

注：図中番号は表6.2.4-12の「No.」に対応する。

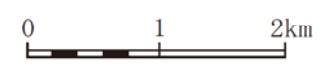


図 6.2.4-16 産業廃棄物処理施設位置図 (2018年7月31日現在)

6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、文化施設、社会福祉施設の状況は、表6.2.5-1～5及び図6.2.5-1・2のとおりである。

住居等の配置は、「6.2.2 土地利用 (1) 土地利用状況」に示すとおりであり、計画地は用途地域境界より1km以上離れた工業専用地域に位置し、周辺は工場、倉庫等が立地している。直近の住居地は計画地より約1km以上離れた工業地域に分布している。

なお、計画地の位置する工業専用地域には、教育施設、病院、文化施設、社会福祉施設等の施設配置の将来計画は確認されていない。

表 6.2.5-1(1) 配慮が必要な施設等（教育施設）

市 町	No.	施設名	住 所
仙台市	1	あけぼの幼稚園	宮城野区高砂1-7-1
	2	しらとり幼稚園	宮城野区白鳥2-11-24
	3	なかの幼稚園	宮城野区中野字阿弥陀堂39
	4	ふくむろ幼稚園	宮城野区福室5-11-30
	5	岡田小学校	宮城野区岡田字北在家67
	6	福室小学校	宮城野区福室5-16-1
	7	中野栄小学校	宮城野区栄3-12-1
	8	鶴巻小学校	宮城野区鶴巻1-15-1
	9	高砂中学校	宮城野区白鳥1-32-1
	10	中野中学校	宮城野区中野字高橋前65
塩竈市	11	塩釜カトリック幼稚園	新富町15-1
	12	塩釜聖光幼稚園	泉ヶ岡4-15
	13	塩釜中央幼稚園	旭町4-8
	14	塩釜第二中央幼稚園	芦畔町13-51
	15	パドマ幼稚園	玉川2-6-12
	16	第一小学校	泉ヶ岡1-1
	17	第三小学校	花立町15-1
	18	月見ヶ丘小学校	月見ヶ丘2-1
	19	玉川小学校	玉川2-9-1
	20	第一中学校	みのが丘3-1
	21	玉川中学校	権現堂19-1
	22	塩釜高等学校	泉ヶ岡10-1
多賀城市	23	柏幼稚園	大代5-17-50
	24	桜木花園幼稚園	桜木3-5-7
	25	せいがん幼稚園	新田字下216
	26	多賀城高崎幼稚園	城南2-21-1
	27	東北学院幼稚園	高崎3-7-7
	28	八幡花園幼稚園	八幡庚田54
	29	多賀城小学校	伝上山1-1-1
	30	多賀城東小学校	笠神5-8-1
	31	山王小学校	新田字北320
	32	天真小学校	鶴ヶ谷2-21-1
	33	城南小学校	城南1-17-1
	34	多賀城八幡小学校	八幡六貫田172
	35	塩竈市立第三中学校	笠神2-1-1
	36	多賀城中学校	鶴ヶ谷1-9-1
	37	第二中学校	南宮字八幡170
	38	東豊中学校	笠神5-4-1
	39	高崎中学校	高崎2-25-1
	40	仙台育英学園高等学校 多賀城校舎	高橋5-6-1

注：「No.」は、図6.2.5-1の図中番号に対応する。

「宮城県教育委員会学校一覧」（2018年11月閲覧、宮城県教育委員会HP）
「宮城県私立学校名簿（平成29年5月現在）（平成29年、宮城県）」より作成

表 6.2.5-1(2) 配慮が必要な施設等（教育施設）

市 区	No.	施設名	住 所
多賀城市	41	多賀城高等学校	笠神2-17-1
	42	貞山高等学校	鶴ヶ谷1-10-2
	43	東北学院大学 多賀城キャンパス	中央1-13-1
七ヶ浜町	44	第二柏幼稚園	東宮浜笠岩16-15
	45	亦楽小学校	代ヶ崎浜字細田54-1
	46	松ヶ浜小学校	松ヶ浜字神明裏52
	47	汐見小学校	汐見台3-1-3
	48	七ヶ浜中学校	吉田浜小浜7
	49	向洋中学校	遠山1-9-18

注：「No.」は、図6.2.5-1の図中番号に対応する。

〔「宮城県教育委員会学校一覧」（2018年11月閲覧、宮城県教育委員会HP）
「宮城県私立学校名簿（平成29年5月現在）（平成29年、宮城県）」より作成〕

表 6.2.5-2 配慮が必要な施設等（病院）

市 町	No.	施設名	住 所
仙台市	1	東北医科薬科大学病院	宮城野区福室1-12-1
塩竈市	2	塩竈市立病院	香津町7-1
	3	緑ヶ丘病院	西玉川町1-16
	4	赤石病院	花立町22-42
	5	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	錦町16-5
多賀城市	6	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	桜木2-1-1

注：「No.」は、図6.2.5-1の図中番号に対応する。

〔「宮城県病院名簿」（2018年11月閲覧、宮城県HP）より作成〕

表 6.2.5-3 配慮が必要な施設等（文化施設）

市 町	No.	施設名	住 所
仙台市	1	仙台うみの杜水族館	宮城野区中野4-6
塩竈市	2	塩竈市民図書館	本町1-1
	3	塩竈市民交流センター	本町1-1
	4	塩竈市杉村惇美術館	本町8-1
	5	鹽竈神社博物館	一森山1-1（志波彦神社鹽竈神社内）
	6	長井勝一漫画美術館	東玉川町9-1
	多賀城市	7	多賀城市埋蔵文化財調査センター 展示室
8		東北歴史博物館	高崎1-22-1
9		埋蔵文化財調査センター体験館、多賀城史遊館	中央2-25-5
10		多賀城市立図書館	中央2-4-3
11		多賀城市文化センター	中央2-27-1
七ヶ浜町	12	七ヶ浜町歴史資料館	境山2-1-12
	13	七ヶ浜国際村	花洲浜字大山1-1

注：「No.」は、図6.2.5-1の図中番号に対応する。

〔「宮城県図書館」（2018年11月閲覧、宮城県HP）
「県内の文化施設」（2018年11月閲覧、宮城県HP）
「公益財団法人宮城県文化振興財団 宮城県内各館一覧」（2018年11月閲覧、公益財団法人宮城県文化振興財団HP）
「宮城県内のミュージアム リンク集」（2018年11月閲覧、東北歴史博物館HP）
「多賀城市施設案内（文化・スポーツ）」（2018年11月閲覧、多賀城市HP）より作成〕

表 6.2.5-4 配慮が必要な施設等（保育所・こども園等）

市 町	No.	施設名	住 所
仙台市	1	高砂保育所	宮城野区高砂1-24-13
	2	福室希望園	宮城野区福室6-19-14
	3	立華認定こども園	宮城野区中野字大貝沼20-17
塩竈市	4	東部保育所	舟入1-5-45
	5	香津町保育所	香津町4-15
	6	玉川保育園	大日向町5-5
多賀城市	7	多賀城泉保育園	伝上山3-10-25
	8	鶴ヶ谷保育所	鶴ヶ谷1-11-2
	9	笠神保育所	笠神5-10-33
	10	あかね保育所	新田字下207
	11	志引保育所	東田中2-30-8
	12	八幡保育所	八幡2-3-13
	13	浮島保育所	浮島2-10-1
	14	大代保育園	大代1-4-3
	15	下馬みどり保育園	下馬1-10-4
	16	多賀城はるかぜ保育園	高橋4-1-6
七ヶ浜町	17	東幼稚園あずま保育園	浮島1-13-5
	18	遠山保育所	遠山4-3-15
	19	遠山幼稚園遠山保育園	遠山1-1-29
利府町	20	汐見台保育園汐見台幼稚園	汐見台3-3-43
	21	なしの美保育園	加瀬字北窪16-1

注：「No.」は、図6.2.5-1の図中番号に対応する。

〔「宮城県社会福祉施設等一覧（平成30年6月1日現在）」（平成30年、宮城県）
「七ヶ浜町の子育て支援施設」（2018年11月閲覧、宮城県七ヶ浜町）より作成〕

表 6.2.5-5(1) 配慮が必要な施設等（福祉施設等）

市区町	No.	施設名	住 所
仙台市	1	仙台市高砂デイサービスセンター	宮城野区高砂1-24-9
	2	株式会社ほの花	宮城野区栄4-6-22
	3	フループ福室デイサービスセンター	宮城野区福室7-6-17
	4	デイサービスくつろぎ	宮城野区蒲生字北屋ヶ城88-8
	5	フループ福室ショートステイ	宮城野区福室7-6-17
	6	ショートステイコスモスの家中野栄	宮城野区出花2-11-5
	7	仙台市高砂老人福祉センター	宮城野区高砂1-24-9
	8	高砂地域包括支援センター	宮城野区高砂1-24-9
	9	ふれあいの家白鳥	宮城野区白鳥1-34-12
	10	ニチイケアセンター仙台福室	宮城野区福室5-4-38
	11	ルポ福室	宮城野区福室4-5-5
	12	フループライフガーデン	宮城野区福室7-6-20
	塩竈市	13	リハビリパーク高砂
14		まごころ塩釜	袖野田町39-2
15		サテライトケアセンター仙塩通所介護事業所	西玉川町10-1
16		アースサポート塩釜	旭町18-13
17		ジャパソケア仙塩	錦町5-17ポートタウンカネショウ1F
18		デイサービスあゆみ苑	香津町12-17
19		デイサービスセンターエビス倶楽部玉川	玉川3-8-6
20		リハビリ型デイサービスサンエル	尾島町1-5
21		リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜	北浜1-3-1
22		デイサービスセンター虹のつえ	玉川3-8-6
23		グループホームひだまり	母子沢町19-2
24		桜ヶ丘老人憩の家	桜ヶ丘6-16
25		グリーンヒルズ	西玉川町1-16

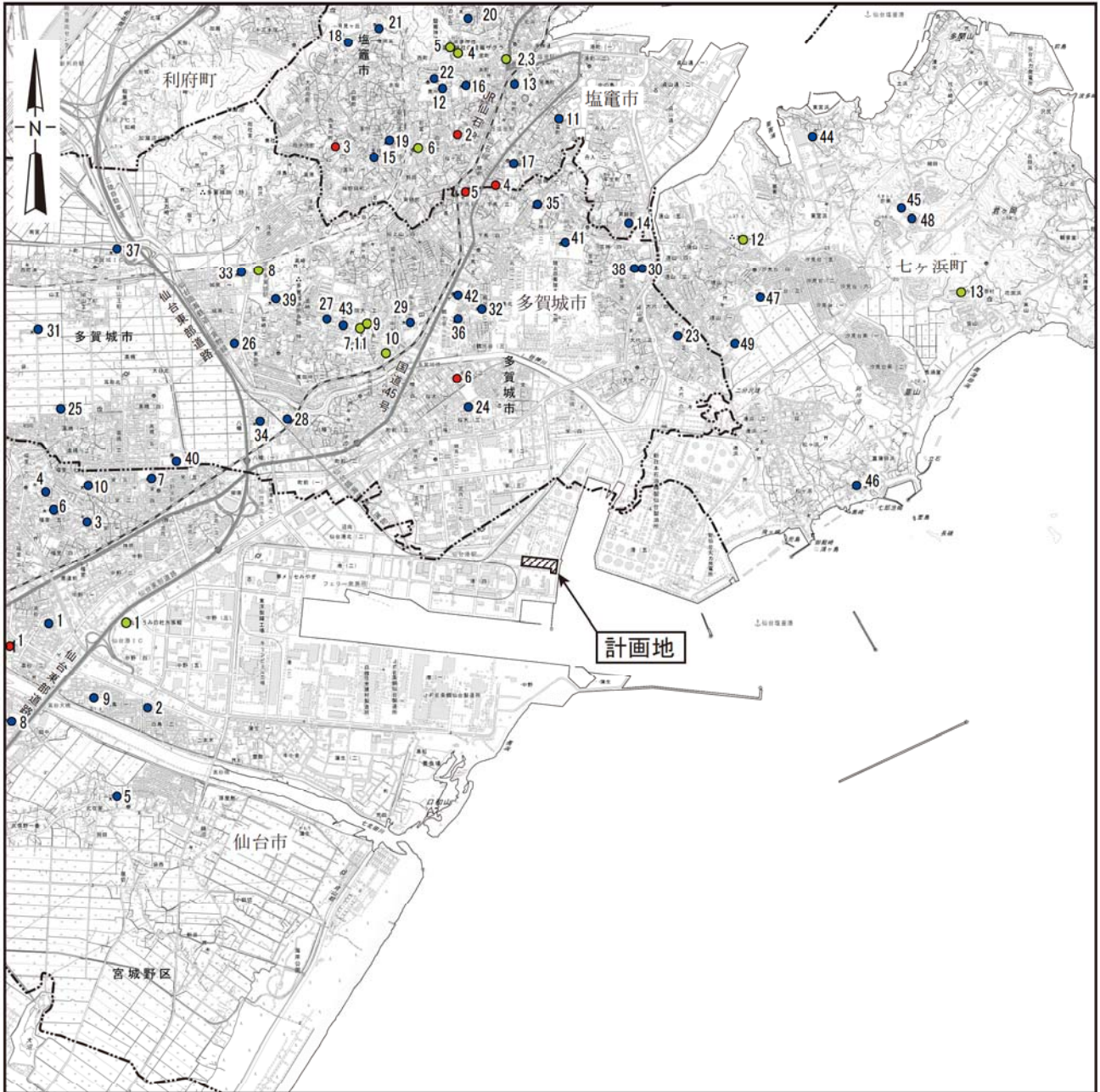
〔「宮城県社会福祉施設等一覧（平成30年6月1日現在）」（平成30年、宮城県）より作成〕

表 6.2.5-5(2) 配慮が必要な施設等（福祉施設等）

市区町	No.	施設名	住 所	
塩竈市	26	塩釜医師会訪問看護ステーション	錦町7-10	
多賀城市	27	多賀城市鶴ヶ谷デイサービスセンター	鶴ヶ谷1-6-4	
	28	多賀城市高橋デイサービスセンター	高橋4-24-1	
	29	デイサービスセンター健康倶楽部多賀城	高崎3-29-1	
	30	労協センター事業団多賀城地域福祉事業所たんぼぼの家	浮島1-14-15	
	31	アースサポート多賀城	伝上山3-1-28	
	32	在宅支援なごみ	中央2-12-15	
	33	ポラリスデイサービスセンター多賀城	町前3-2-39	
	34	リハビリ型デイサービスリハトレーション	八幡4-7-50八幡ハイツ1F	
	35	リハビリステーション城南	城南2-15-17	
	36	悠泉デイスポーツ	留ヶ谷3-23-9	
	37	デイサービスみんなの家	山王字東町浦4-1	
	38	アースサポート山王	山王字千刈田4-1	
	39	デイサービス ヒマワリ	高崎2-22-8	
	40	デイサービスなべさん家	笠神2-14-44	
	41	多賀城市留ヶ谷デイサービスセンター	留ヶ谷1-38-1	
	42	グループホーム貞山みよりの家	大代3-7-72	
	43	デイサービスあやめの里	留ヶ谷3-23-15	
	44	特別養護老人ホーム多賀城苑	高橋4-24-1	
	45	多賀城シルバーヘルスプラザ	鶴ヶ谷1-6-3	
	46	多賀城シルバーワークプラザ	中央2-25-1	
	47	小規模多機能ここさいむら美の里	桜木2-2-21	
	48	小規模多機能居宅介護癒志の里	八幡2-21-19	
	49	貞山・みよりの家	大代3-7-72	
	50	ゆうゆう・多賀城	高崎3-29-1	
	51	市川桜の家	市川字奏社31-8	
	52	ウェルフェア多賀城	町前2-2-5	
	53	リハビリパークみやび	高橋4-17-16	
	54	恵愛ホーム	大代5-16-46	
	55	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションつくし	笠神1-8-28	
	56	仙塩訪問看護ステーション	桜木2-1-1	
	七ヶ浜町	57	七ヶ浜町デイサービスセンター	花洲浜字高山25-3
		58	デイサービス鈴乃音	松ヶ浜字神明裏3-3
		59	茶話本舗デイサービス汐見台	汐見台2-4-18
60		杜の風七ヶ浜	東宮浜字小田13-30	
61		デイサービスなごみサロン365	汐見台南2-20-6	
62		第二清楽苑	花洲浜字高山25-3	
63		七ヶ浜自生苑	遠山5-5-45	
利府町	64	加瀬ウェルネスタウン	加瀬字北窪16-1	

注：「No.」は、図6.2.5-2の図中番号に対応する。

〔「宮城県社会福祉施設等一覧（平成30年6月1日現在）（平成30年、宮城県）」より作成〕



凡 例



計画地



教育施設 (1~49)



病院 (1~6)



文化施設 (1~13)

〔宮城県教育委員会学校一覧〕(平成30年11月閲覧、宮城県教育委員会HP)
 〔宮城県私立学校名簿〕(平成29年5月、宮城県総務部私学文書課)
 〔宮城県病院名簿〕(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
 〔宮城県図書館〕(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
 〔県内の文化施設〕(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
 〔公益財団法人宮城県文化振興財団宮城県内各館一覧〕
 (平成30年11月閲覧、公益財団法人宮城県文化振興財団HP)
 〔宮城県内のミュージアムリンク集〕
 (平成30年11月閲覧、東北歴史博物館HP)
 〔多賀城市施設案内(文化・スポーツ)〕
 (平成30年11月閲覧、多賀城市HP)より作成

注：図中番号は表6.2.5-1~3の「No.」に対応する。

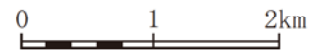


図 6.2.5-1 配慮が必要な施設等位置図(教育施設、病院、文化施設)



凡 例

〔「宮城県社会福祉施設等一覧（平成30年6月1日現在）」（平成30年、宮城県）より作成〕



計画地



保育所・こども園（1～21）



福祉施設等（1～64）

注：図中番号は表6.2.5-4・5の「No.」に対応する。

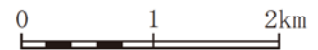


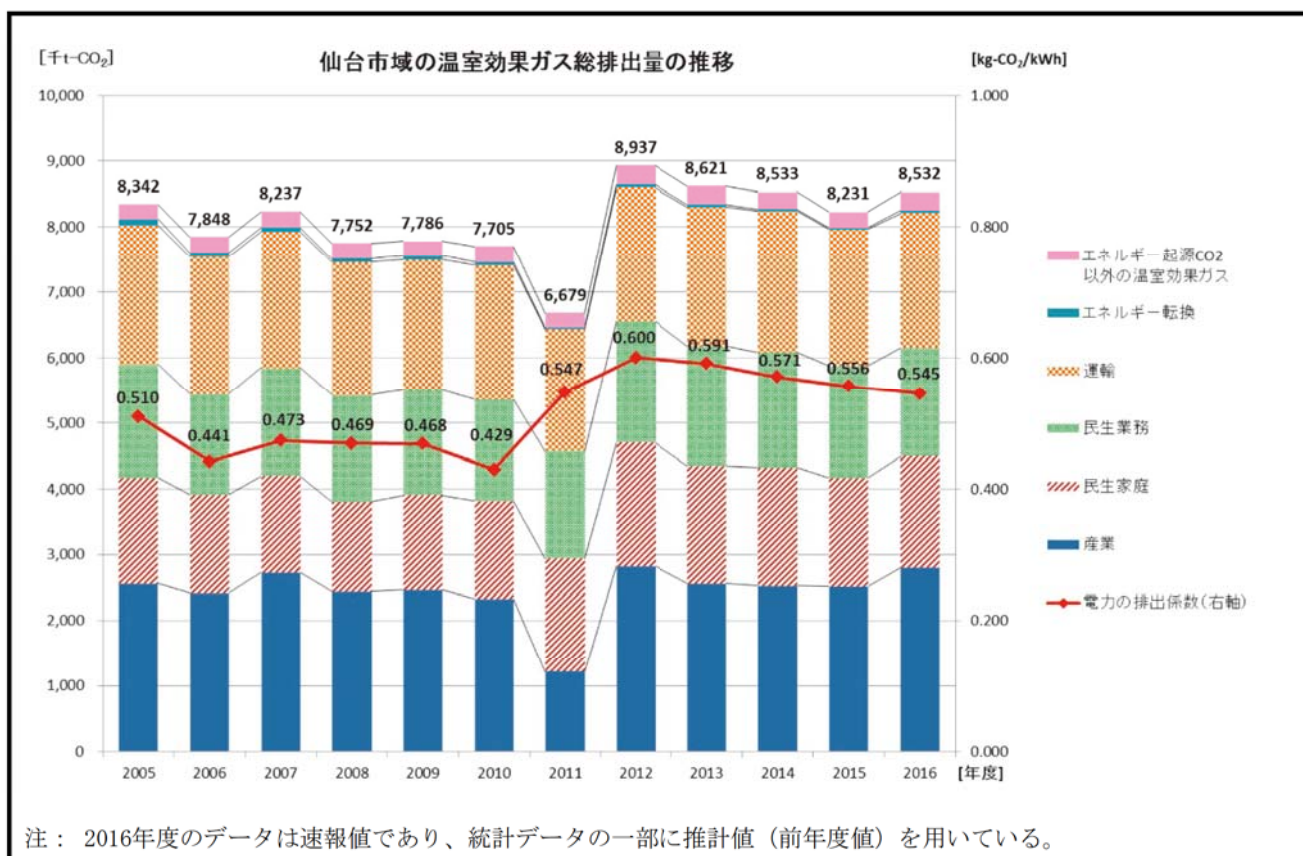
図 6.2.5-2 配慮が必要な施設等位置図（保育所・こども園、福祉施設等）

6.2.6 温室効果ガス

仙台市域における温室効果ガス排出量及びその部門別の割合の推移は、図6.2.6-1のとおりである。

2016年度における仙台市域の温室効果ガス排出量の速報値の推計結果は、総排出量で853万2千t-CO₂となり、2015年度と比較して、3.7%の増加となっている。また、部門別の排出割合をみると、産業部門が最も高くなっている。

また、2005年度からの推移でみると、仙台市域における温室効果ガス排出量は、2005年度以降微減傾向で推移し、2011年度には東日本大震災による経済活動の停滞等の影響を受け大きく減少した。その後は、産業部門の活動量増加及び電力排出係数上昇の影響等を受け、2012年度には増加に転じたものの、それ以降減少傾向にある。



〔「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要」（2018年11月閲覧、仙台市HP）より作成〕

図 6.2.6-1 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

6.2.7 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

① 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア. 自然公園区域

「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園は調査範囲には存在しない。

「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、「県立自然公園松島」が存在する。

「県立自然公園松島」の位置は、図6.2.7-1のとおりである。

イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域としては、「仙台湾海浜県自然環境保全地域」、緑地環境保全地域としては「加瀬沼緑地環境保全地域」がある。

「仙台湾海浜県自然環境保全地域」及び「加瀬沼緑地環境保全地域」の位置は、図6.2.7-1のとおりである。

ウ. 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表6.2.7-1～3及び図6.2.7-2のとおりである。計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

表 6.2.7-1 鳥獣保護区・特別保護区

名 称	存続期限	面 積(ha)
仙台海浜	39.3.31	保 護 区：7,596 特別保護区： 213
松島	34.10.31	保 護 区：12,414 特別保護区： 3,444

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成30年10月、宮城県)より作成〕

表 6.2.7-2 特定猟具使用禁止区域（銃）

名 称	存続期限	面 積(ha)
仙台	46.10.31	4,300
仙台東	43.10.31	5,454

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成30年10月、宮城県)より作成〕

表 6.2.7-3 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)

河川名	面 積(ha)
七北田川*	308

注：国指定仙台海浜鳥獣保護区と重複する部分を除く

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成30年10月、宮城県)より作成〕

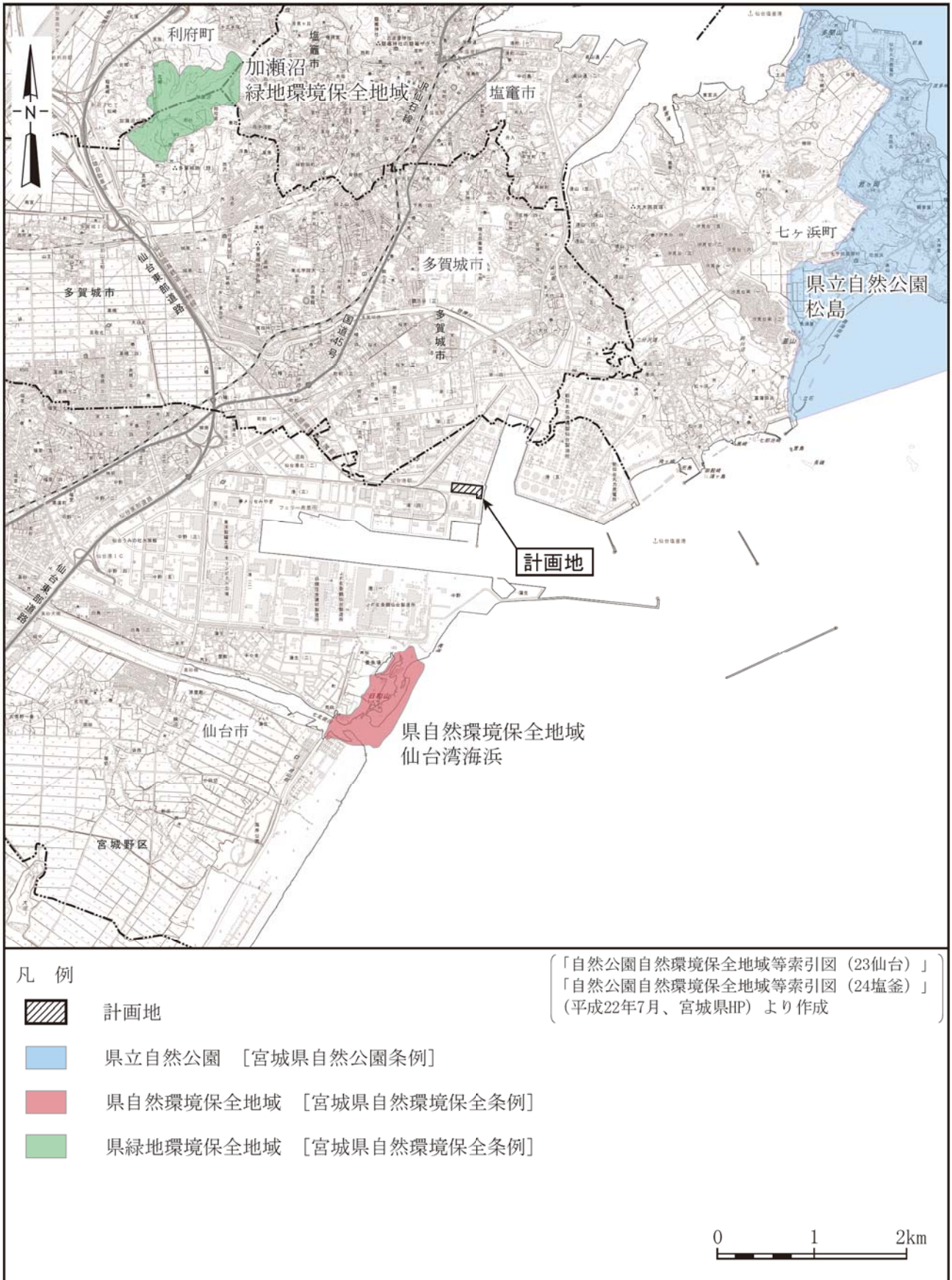
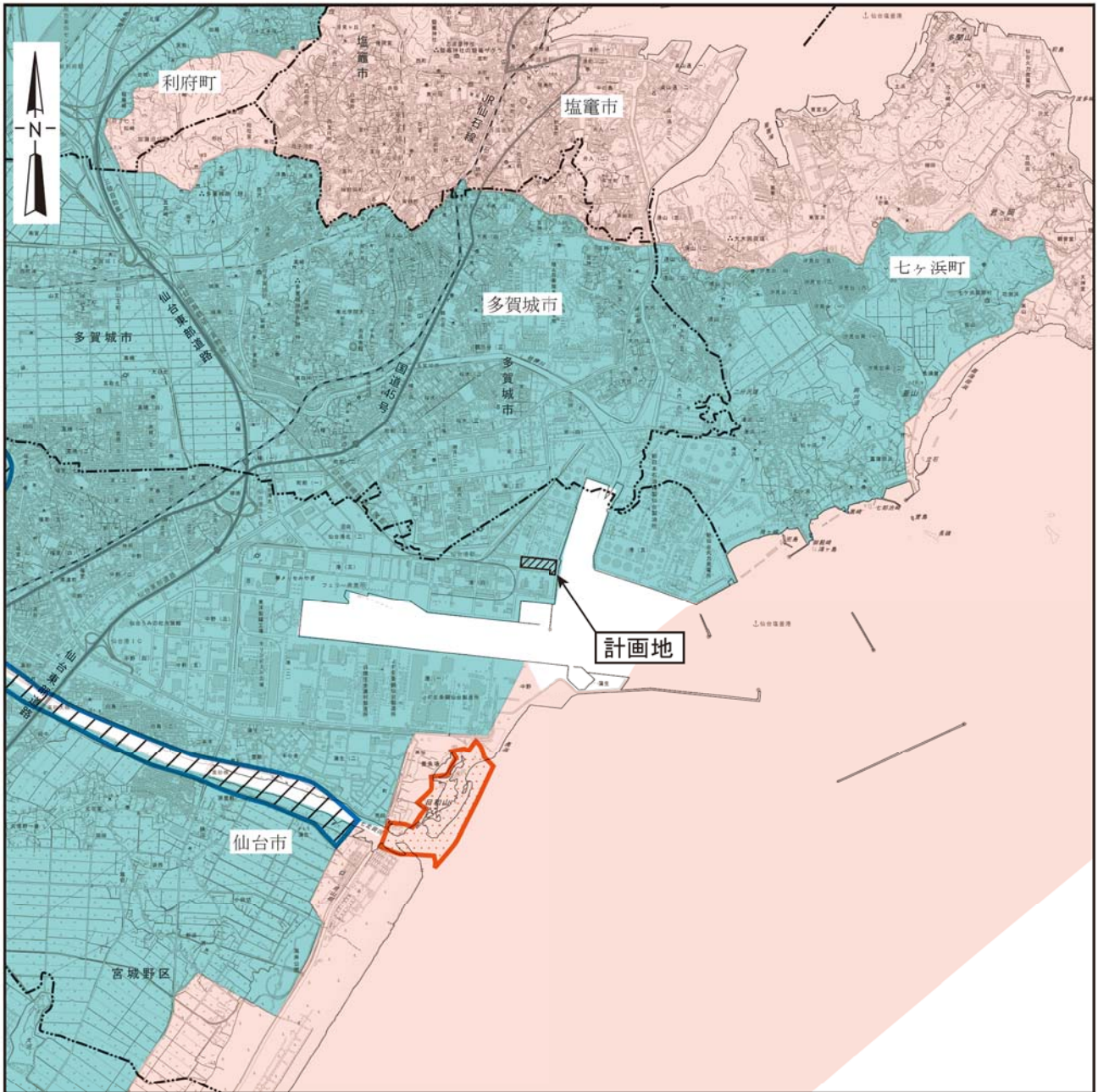


図 6.2.7-1 自然公園区域及び自然環境保全地域等



〔「平成30年度鳥獣保護区等位置図」（平成30年10月、宮城県）より作成〕

凡 例


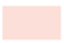



-  計画地
-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特定猟具使用禁止区域（銃）
-  指定猟法禁止区域（鉛製散弾）



図 6.2.7-2 鳥獣保護区等位置図

エ. 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく保安林の指定状況は図6.2.7-3、仙台市全体、仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町の保安林の種類別面積は、表6.2.7-4のとおりである。

表 6.2.7-4 保安林の種類別面積

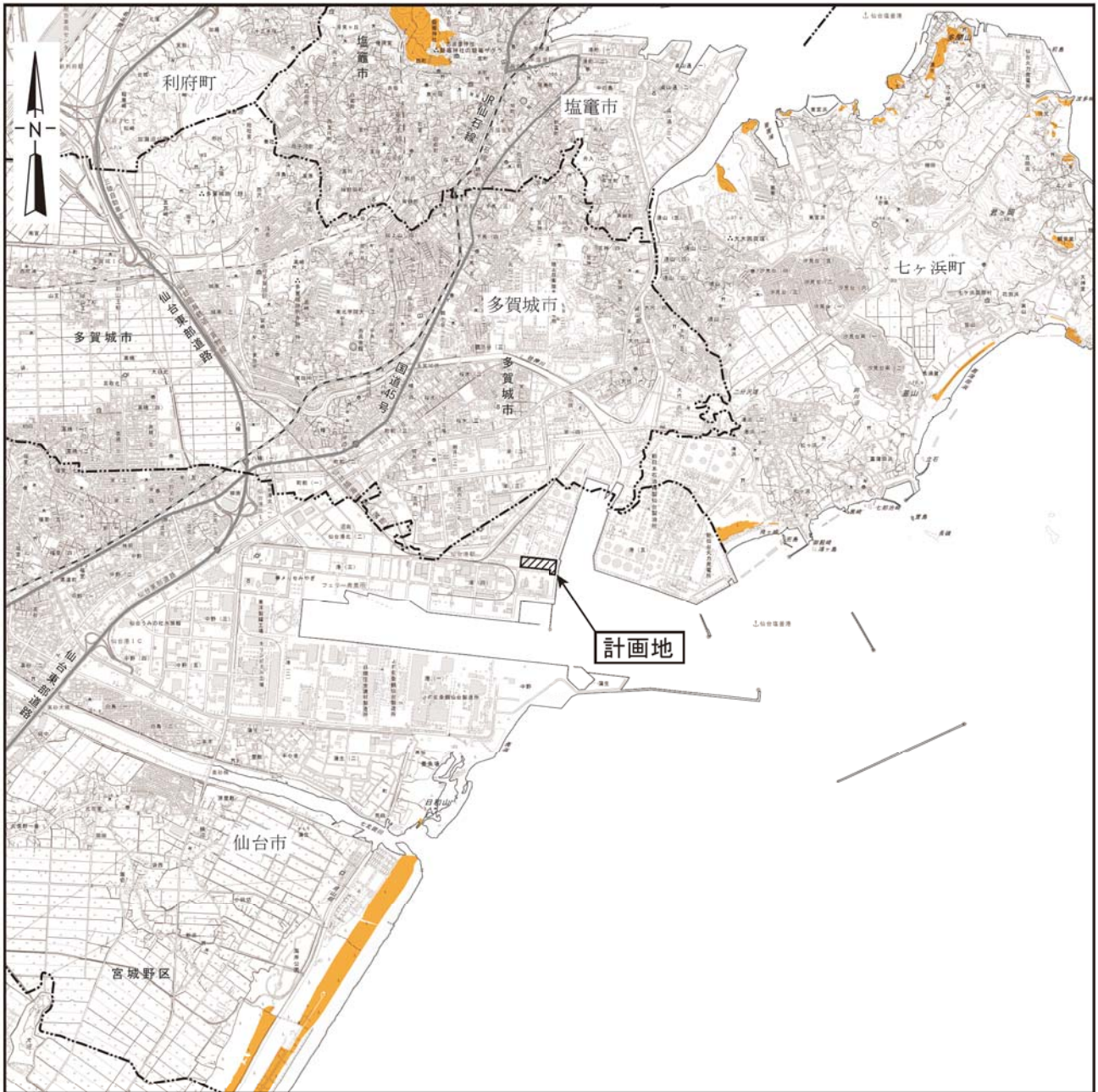
(単位:ha)

市区町	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他の保安林 ()は兼種分面積
仙台市	3,413.28	342.00	18.30	487.83 (348.75)
宮城野区	96.21	-	-	144.68 (109.69)
若林区	-	-	-	106.31 (84.45)
塩竈市	-	-	0.80	130.12 (0.71)
多賀城市	-	-	-	-
七ヶ浜町	-	-	-	31.27 (-)
利府町	398.40	3.71	-	73.81 (69.03)
備 考	山地一帯の森林	丘陵地縁辺の森林	山地や丘陵地の道路沿いの急傾斜地等の森林	飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致保安林の計

注：1. その他の保安林の上段の面積は、その他の保安林どうしの重複を含む面積である。

2. その他の保安林の下段の面積は、その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

〔「宮城南部地域森林計画書(宮城南部森林計画区)平成27年12月策定」
(2018年11月閲覧、宮城県HP) より作成〕



凡 例



計画地



保安林

〔「宮城県森林情報提供システム」（平成30年11月閲覧、宮城県HP）より作成〕



図 6.2.7-3 保安林位置図

オ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」、「保存緑地」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」（昭和60年多賀城市告示第40号）に基づく「保存樹木」の指定状況は、表6.2.7-5及び図6.2.7-4のとおりである。

調査範囲においては、「保存樹木」が20件あり、保存樹林及び保存緑地の指定はない。また、塩竈市、七ヶ浜町、利府町においてはこれらの指定はない。

計画地にはこれらの指定はない。

表 6.2.7-5 保存樹木



No.	市	名称	所有者	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
1	仙台市	西光寺のあらかし	西光寺	アラカシ (ブナ科コナラ属)	350	6.5	2.1
2		西光寺のぎんもくせい	西光寺	ギンモクセイ (モクセイ科モクセイ属)	350	5.8	株立
3		西光寺の杉	西光寺	スギ (スギ科スギ属)	350	14.0	2.5
4		栄のぎよりゅう	西光寺	ギョリュウ (ギョリュウ科ギョリュウ属)	130	4.0	1.9
5		照徳寺のいちよう	照徳寺	イチョウ (イチョウ科イチョウ属)	350	20.0	5.1
6	多賀城市	貴船神社の檜の木	貴船明神	ウラジロガシ (ブナ科コナラ属)	470	30.00	3.20
7		陸奥総社宮の白木蓮	市川稔	ハクモクレン (モクレン科モクレン属)	240	16.80	2.30
8		陸奥総社宮の老杉	陸奥総社宮	スギ (スギ科スギ属)	620	25.60	4.88
9		政庁跡のこぶし	多賀城市	コブシ (モクレン科モクレン属)	180	17.80	1.82
10		五輪屋敷の椿群	佐藤千代	ツバキ (ツバキ科ツバキ属)	420	6.00	1.25
11		旧勤労青少年ホームの糸桧葉	多賀城市	ヒヨクヒバ (ヒノキ科ヒノキ属)	250	9.60	2.16
12		東小学校の黒もっこく	多賀城市	モッコク (ツバキ科モッコク属)	190	4.30	1.10
13		八幡神社の高野槇	八幡神社	コウヤマキ (スギ科コウヤマキ属)	420	24.65	4.53
14		末の松山の黒松	多賀城市	クロマツ (マツ科マツ属)	470	18.80	3.48
15		高崎のさつき	鈴木たかい	サツキツツジ (ツツジ科ツツジ属)	300	2.00	17.00
16		留ヶ谷の四季咲つつじ	桜井政郎	ムラサキリュウキュウツツジ (ツツジ科ツツジ属)	90	2.70	1.30
17		市川字作貫の木蓮	多賀城市	ハクモクレン (モクレン科モクレン属)	170	10.20	2.15
18		市川字大畑のいちよう	多賀城市	イチョウ (イチョウ科イチョウ属)	190	25.40	3.00
19		天満宮の椎の木	天満宮	シイ (ブナ科シイノキ属)	250	22.10	2.75
20		西園寺の山紅葉	西園寺	ヤマモミジ (カエデ科カエデ属)	190	10.80	2.63

注：「No.」は、図6.2.7-4の図中番号に対応する。

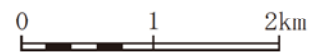
〔 「杜の都の名木・古木 保存樹木の一覧」(2018年11月閲覧、仙台市HP)
「保存樹木」(2018年11月閲覧、多賀城市HP) より作成 〕



凡 例

-  計画地
-  保存樹木

〔「杜の都の名木・古木 保存樹木の一覧」(平成 30 年 11 月閲覧、仙台市 HP)
 〔「保存樹木」(平成 30 年 11 月閲覧、多賀城市 HP) より作成



注：图中番号は表6.2.7-5の「No.」に対応する。

図 6.2.7-4 保存樹木位置図

② 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

(7) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表6.2.7-6のとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表 6.2.7-6 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準等
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境省告示第4号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)より作成

(イ) 規制基準

a. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「大気汚染防止法」の対象となるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設は、表6.2.7-7～10のとおりである。

表 6.2.7-7 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

番号	施設名	規模要件
1	ボイラ	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20トン/日 燃焼能力 50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉、か焼炉	原料処理能力 1トン/時以上
4	(金属の精錬用) 溶鋇炉、転炉、平炉	
5	(金属の精製又は鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1㎡以上
6	(金属の鍛造、圧延、熱処理用) 加熱炉	羽口面断面積 0.5㎡以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	燃焼能力 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6リットル/時以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉	火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
10	(無機化学工業品又は食料品製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/時以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鋇炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5トン/時以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 20リットル/時以上
15	(カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1㎡以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設	塩素処理能力 50kg/時以上
17	(塩化第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉	燃焼能力 3リットル/時以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50kg/時以上
20	(アルミニウム製錬用) 電解炉	電流容量 30kA以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐鋇石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鋇石処理能力 80kg/時以上 燃焼能力 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
22	(弗酸製造用) 凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設	伝熱面積 10㎡以上 ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用 [原料に燐鋇石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80kg/時以上 火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上
24	(鉛の第二次精錬 [鉛合金の製造含]・鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	燃焼能力 10リットル/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4リットル/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1㎡以上 燃焼能力 4リットル/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力 20トン/日以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50リットル/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35リットル/時以上

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)より作成〕

表 6.2.7-8 大気汚染防止法の対象となる揮発性有機化合物排出施設

施設番号	揮発性有機化合物排出施設	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの

〔「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月30日政令第329号）より作成〕

表 6.2.7-9 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

施設番号	一般粉じん発生施設	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルト幅：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力：75kW以上
5	ふるい（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力：15kW以上

〔「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月30日政令第329号）より作成〕

表 6.2.7-10 大気汚染防止法の対象となる水銀排出施設

施設番号	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件
1	石炭専焼ボイラ 大型石炭混焼ボイラ 小型石炭混焼ボイラ ^{注2}		伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上
2	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： 原料処理能力 1トン/時以上
3		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： 火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
4	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5トン/時以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 20リットル/時以上
5		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： 燃焼能力 ^{注1} 10リットル/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5トン/時以上
6	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/時以上
7	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注3} 又は水銀含有再生資源 ^{注4} を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） （施設規模による裾切りはなし。）
8	セメントの製造の用に供する焼成炉		火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上 変圧器の定格容量 200kVA以上

注：1. バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

2. バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万リットル/時未満のもの

3. 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。

4. 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）より作成〕